

東京法務局武蔵野出張所の廃止反対に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成17年 3 月15日

提 出 者

21番 石井一徳

24番 土屋美恵子

1番 やすえ清治

4番 小林清章

9番 本間まさよ

20番 井口良美

29番 露木正司

30番 水野学

武蔵野市議会議長 田中節男 殿

東京法務局武蔵野出張所の廃止反対に関する意見書

東京法務局武蔵野出張所の廃止・統合が計画どおり実施されると、武蔵野市民にとって利便性が損なわれることが明白であり、絶対に反対です。

東京法務局は、統廃合の基準として、統合庁までの所要時間がおおむね30分、取り扱い事件数15,000件未満という閣議決定に基づいた基準を示しました。それに照らしても、本市から統合庁として想定されている府中支局までは、交通機関を利用して30分以上かかります。また、武蔵野出張所が取り扱う事件数も35,000件と基準の2倍を超えています。

このように、武蔵野出張所の廃止は定められた基準からかけ離れたものであり、廃止の理由がないばかりか、それが実施された場合、市民サービスが著しく低下してしまいます。国の行政改革の必要性については、十分理解しておりますが、行政サービスの水準を確保するために合理的な基準が設定されている以上、その基準によって計画が進められることが必要と考えます。

よって、武蔵野市議会は貴職に対して、このたびの武蔵野出張所の廃止計画は、市民サービス低下を招くため、撤回することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年 3 月 1 5 日

武蔵野市議会議長 田 中 節 男

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

あて